



平成 27 年 12 月 1 日

各 位

会 社 名	太 陽 誘 電 株 式 会 社
コ ー ド 番 号	6 9 7 6 東 証 一 部
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 登 坂 正 一
問 合 せ 先	取 締 役 常 務 執 行 役 員 経 営 企 画 本 部 長 中 野 勝 薫
T E L	(0 3) 3 8 3 2 - 0 1 0 1 (代)
U R L	http://www.ty-top.com/

「コーポレート・ガバナンス基本方針」制定のお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 26 日開催の取締役会にて、当社における「コーポレート・ガバナンス基本方針」を制定しましたので、下記の通りお知らせ致します。

記

本基本方針は、当社の持続的な成長により企業価値を向上させ、また、事業活動を通じて企業理念を実践していくため、東京証券取引所が定める「コーポレート・ガバナンス・コード」の趣旨・精神を踏まえつつ、より良いコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として、当社のこれまでのコーポレート・ガバナンスへの取り組みを改めて整理し、制定したものです。

詳細は、別紙添付の「コーポレート・ガバナンス基本方針」または当社ウェブサイトをご参照ください。

<http://www.yuden.co.jp/jp/ir/management/governance/index.html>

以上

注:【 】は、コーポレート・ガバナンス・コード原則の番号です。

コーポレート・ガバナンス基本方針

序文

当社の持続的な成長により企業価値を向上させ、また、事業活動を通じて企業理念を実践していくため、より良いコーポレート・ガバナンスを実現することを目的として、当社のコーポレート・ガバナンスの基本方針を明らかにする。今後、本基本方針を改訂した場合には、適時適切にその内容を公表する。

第1章 総則

1. コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社の経営理念は、「従業員の幸福」「地域社会への貢献」「株主に対する配当責任」の3つを実践することであり、取締役会および執行役員は、グローバルな観点で社会性、公益性、公共性を全うし、事業を継続的に発展させていくことが当社の社会的責任であり、経営の使命と考える。

当社の経営ビジョンは、「お客様から信頼され、感動を与えるエクセレントカンパニー」となることである。

こうした経営理念や経営ビジョンを着実に実行していくために、成長戦略と体質改善を両輪とした収益改善策を推し進めると共に、経営の透明性、公正性、情報開示を重視し、競争力向上のために迅速な意思決定と職務執行を行える体制と仕組みを構築する。

【2、2-1】

第2章 株主の権利・平等性の確保

1. 株主総会

- 1-(1) 当社は、株主総会を最高意思決定機関と位置付け、株主との対話の場であると認識し、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が、適切に議決権を行使することのできる環境整備に取り組む。【1-2】
- 1-(2) 当社は、当社ホームページ、東京証券取引所ならびに議決権電子行使プラットフォーム等を通して、株主に迅速かつ適切な情報提供を行い、さらに株主の理解を促すための情報提供方法の改善に取り組む。【1-2①】
- 1-(3) 当社は、株主が株主総会議案を十分に検討する時間を確保し、適切に議決権を行使することができるよう、定時株主総会の招集通知を株主総会開催日の3週間前までに発

送する。また迅速な情報開示の観点から、招集通知発送日前に当社ホームページ、東京証券取引所ならびに議決権電子行使プラットフォーム等で招集通知の内容を開示する。【1-2②】

- 1-(4) 当社は、招集通知の英訳を作成し、招集通知発送日前に当社ホームページ、東京証券取引所ならびに議決権電子行使プラットフォーム等に提供し、株主および投資家（以下、株主等という）への迅速かつ公平な情報開示に努める。【1-2④】
- 1-(5) 多くの株主に株主総会に出席していただけるよう、株主の利便性、十分な収容力等を考慮した最適な開催場所を設定する。株主総会開催日の設定については、最適な開催場所の確保を優先して決定する。【1-2③】
- 1-(6) 当社は、議決権の代理行使について定款で議決権を有する他の株主1名が代理人として行使できると定めており、原則として、実質株主が総会に出席することは認めない。ただし、実質株主が予め株主名簿上の株主を通じ総会への出席を求めた場合は、一定の手続きを経たうえで、傍聴を認める。【1-2⑤】
- 1-(7) 取締役会は、株主総会后に議決権行使の分析結果の報告を受け、株主の意思を把握し、株主との対話に役立てる。また、相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合には、投票結果の背後に存在する理由を把握し、今後の対応方法を検討する。尚、議案の賛否の結果については、当社ホームページ等で開示する。【1-1①】
- 1-(8) 取締役会は、経営判断の機動性、専門性の確保の観点から株主総会決議事項の一部を取締役会へ委任することが望ましいと判断した場合、その内容を株主総会に提案する。【1-1②】

2. 株主の平等性の確保

- 2-(1) 当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利を尊重し、その権利が実質的に確保されるよう適時、適切、正確、公平、誠実な情報開示を行い、適切にその権利行使ができるよう環境整備に努めるとともに、株主の権利の実質的な平等性を確保する。その際、少数株主や外国人株主については、十分な配慮を行う。【1、1-1】
- 2-(2) 当社は、株主の権利行使を事実上妨げるような行為は一切行わない。また、少数株主の権利行使についても、法令に従って円滑に実施できるよう配慮する。【1-1③】

3. 資本政策の基本的な方針

- 3-(1) 取締役会は、経営指標である ROE 目標を定めて、成長戦略と体質改善に取り組む。成長戦略においては、市場、商品、顧客の3つの基盤強化を進め、体質改善においては財務基盤の強化を目指すとともに、人材基盤の強化に努める。
- 3-(2) 取締役会は、株主への利益還元の充実を経営の最重要課題の一つと位置づけ、総還元性向を定め開示する。【1-3】
- 3-(3) 取締役会は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を

含む)を原則として実施しない。資本政策上大きな変更を行う場合には、既存株主を不当に害することのないよう、専門家や社外役員の意見を踏まえて取締役会で議論し、その意見および決定プロセスを開示する等、株主に十分な説明を行う。【1-6】

4. 政策保有株式の基本方針

- 4-(1) 当社は、取引関係の維持、強化、それを通じた中長期的な企業価値向上と持続的な発展に資すると認められる場合に、取締役会の決定で取引相手である株式会社の株式を保有する。また、毎年定期的に取り締役会にて、当該株式会社の株式の保有継続の意義を検証し、その内容を有価証券報告書において開示する。
- 4-(2) 保有株式の議決権行使については、当該企業の経営に影響を与える重要な手段であり、ひいては当社の企業価値向上に影響するため、法令違反や反社会的行為を行っていないこと、議案が株主にとって健全な経営に資する内容であると判断できることを条件に、担当取締役に一任する。【1-4】

5. 買収防衛策

- 5-(1) 取締役会は、株主共同の利益に反する株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)を行わない。【1-5】
- 5-(2) 当社株式の大規模買付が行われた際には、取締役会は、開示している「株式会社の支配に関する基本方針」に従い、適時適切な情報開示に努めるとともに、その時点において適切な対応を行う。
- 5-(3) 当社の株式が公開買付けに付された場合は、株主の権利を尊重し、株主が公開買付に応じることを妨げない。【1-5①】

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

1. 行動指針

- 1-(1) 当社は、役員および従業員ひとりひとりが倫理的な行動を果たすため、取締役会で決議した「太陽誘電グループ CSR 憲章(以下、CSR 憲章という。)」および「太陽誘電グループ CSR 行動規範(以下、CSR 行動規範という。)」をグループに属する全ての役員および従業員に周知する。【2-2】
- 1-(2) 当社は、「CSR 憲章」および「CSR 行動規範」を順守するため CSR マネジメントシステムを構築し、グループ全社が当該マネジメントシステムに従い CSR 活動を行う。取締役会は、内部統制委員会を通して CSR 活動実績の報告を受け、「CSR 行動規範」を順守する文化の浸透度合いをレビューする。【2-2①】

2. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題

- 2-(1) 当社は、企業の持続可能な発展には社会的責任を果たすことが不可欠であると考え、人権、労働、安全衛生、環境、公正な事業慣行の行動指針を「CSR 行動規範」に定め、社会的責任を果たす取り組みを行う。【2-3】
- 2-(2) 取締役会は、社会的責任を果たすための課題として、人権、労働、安全衛生、環境、公正な事業慣行を重要なリスク要因であると捉え、リスク分類別に担当取締役を決める。
- 2-(3) 担当取締役は、CSR マネジメントシステムに従い、リスクの特定・評価を行い、主体的にその他対策を実施し、ステークホルダーの要請や関心の変化に応じてリスクの特定・評価を見直す。【2-3①】

3. ダイバーシティ

当社は、従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、あらゆる差別がない職場環境を確保することを「CSR 行動規範」に定め、その考え方にに基づき人材の採用、育成、配置、活用を行う。また、育児・介護休業制度や就業緩和措置、子供・家族の看護休暇制度等、従業員が能力を十分に発揮できる職場環境を整備し、グループ全体として女性やローカル人材の積極的な活用・登用を進める。【2-4】

4. 関係当事者間取引

- 4-(1) 当社は、取締役会規則において、取締役による競業取引および利益相反取引を取締役会で決議する。また、関連当事者間の取引が発生した場合には、会社法、金融商品取引法等の関連する法令や証券取引所が定める規則等に従い、開示する。【1-7】
- 4-(2) 取締役会は、関連当事者間との取引が適切に行われていることの実、状況等について、監視を行う。【4-3】

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

1. 情報開示

- 1-(1) 取締役会は、経営情報等の企業情報の適時適切な開示が株主等への責務と認識し、株主をはじめとするステークホルダーへ正確な情報を伝達するため、開示資料については平易かつ具体的な記載に努める。【3-1①】
- 1-(2) 当社は、「CSR 憲章」および「CSR 行動規範」の定めに従い、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)については、以下の通り当社ホームページ等を通して積極的に開示を行う。【3】
 - ① 経営理念、経営ビジョン、経営戦略および経営計画は、当社ホームページ、決算説明資料、アニュアルレポート等で開示する。
 - ② コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、当社ホームページ、

有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書等で開示する。

- ③ 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続は、有価証券報告書、株主総会招集通知で開示する。
- ④ 取締役および監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続は、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書等で開示する。
- ⑤ 取締役および監査役候補者の個々の選任理由については、株主総会招集通知で開示する。【3-1】
- ⑥ 決算関連資料、アニュアルレポート、株主総会招集通知、プレスリリース等については英訳し、当社ホームページで開示する。【3-1②】

2. 内部通報

- 2-(1) 取締役会は、職場での法令違反や社内規定等の違反、または、違反する恐れのある行為を早期に発見し是正することを目的として、内部通報制度を整備し、その運用状況について内部統制委員会を通して監督する。【2-5】
- 2-(2) 内部通報制度には、内部通報の受理、調査と重要度の判断、是正措置および再発防止策の指示等、さらに通報者の保護を図るため、内部通報者に対する不利益な取扱いの禁止および不利益取扱いへの監視活動等を定める。また、グループ各社が定めた内部通報窓口への通報が困難な場合には、経営陣から独立した監査役に直接通報できる。【2-5①】

第5章 取締役会等の責務

第1節 機関設計

1. 機関設計

- 1-(1) 当社は、取締役会、監査役会および会計監査人を置く。また、経営の監督と業務執行を行う者との役割責任を一層明確にするため、執行役員制度を採用する。
- 1-(2) 取締役会は、10名以内の取締役で構成し、うち2名以上は独立社外取締役とする。また、取締役および執行役員の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、独立社外取締役を委員長とする指名委員会および報酬委員会を置く。【4-8、4-10①】
- 1-(3) 監査役会は、5名以内の監査役で構成し、うち半数以上は独立社外監査役とする。尚、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有する者を1名以上選任し、監査の実効性を確保する。【4-11】

第2節 監督機関としての取締役会の責任

1. 取締役会の役割と責務

- 1-(1) 取締役、監査役および執行役員は、株主からの受託者責任を果たし、会社や株主共同の利益を高めるため、株主、顧客、従業員、地域社会等、ステークホルダーの皆様に信頼され、感動を与えるエクセレントカンパニーとなる経営を目指す。【4-5】
- 1-(2) 取締役会は、経営戦略や経営計画等の基本方針について、社外役員を交え、自由な意見交換のもとで議論を行い決定する。また、重要な業務執行については、当該経営戦略や経営計画等の基本方針に基づき、その内容を審議し決定する。【4、4-1】
- 1-(3) 当社は、経営執行会議において中期経営計画の原案を作成し、その内容を取締役に諮り決定し、株主総会においてその内容を株主に説明する。また取締役会において、計画に対する進捗状況を管理し、未達となっている事項についてその原因を分析し、次期以降の計画策定に反映し、その内容を適切に開示する。【4-1②】
- 1-(4) 取締役会は、決算情報および重要事実を適時適切に開示するため、またリスク管理を適切に行うため、内部統制システムを整備する。【4-3】
- 1-(5) 当社は、内部統制システムを整備し、コンプライアンス、財務報告およびリスク管理等に係る内部統制システムの運用を行う。取締役会は、内部統制委員会を通して内部統制システムの運用状況の報告を受け、当該体制の適正性および活動の有効性を評価する。【4-3②】
- 1-(6) 取締役会は、会社全体および部門毎の業績評価を客観的に行い、その評価を執行役員の人事および報酬に適切に反映する仕組みを構築する。【4-3】

2. 取締役会の判断事項および経営陣への委任

- 2-(1) 取締役会は、長期的な視点を持ち、持続的な企業価値の向上を目的に、法令および定款に定められた事項のほか、グループ全体の中期経営計画および単年度事業計画、業務提携または他社との共同事業等、当社にとっての重要事項を決議する。
- 2-(2) 取締役会は、意思決定を効率的に行うため、執行役員全員で構成する経営執行会議および常務執行役員以上の取締役で構成するTM(トップマネジメント)会議を置く。経営執行会議ではグループ経営の業務執行に係る重要事項を審議し、TM 会議では、グループ全体の人事、組織、報酬制度等(指名委員会および報酬委員会の持つ権限を除く)を審議し、その内容を取締役に提案または報告する。
- 2-(3) 執行役員は、取締役会で決定された経営方針・戦略に基づき、代表取締役の監督指揮の下、担当部門の執行責任者として機動的にスピーディーな業務執行に当たる。
【4-1①】

3. 独立社外取締役の役割

- 3-(1) 取締役会は、独自の「社外役員の独立性基準」を策定し、当該基準に基づき独立社外

- 役員候補者を選出し、株主総会招集通知に選任理由を明記して株主総会に提案する。「社外役員の独立性基準」については、当社ホームページに開示する。【4-9】
- 3-(2) 独立社外取締役は、経営に関する専門的な知識および経験を活かした幅広い見識に基づき、業務執行から独立した立場で、株主をはじめとするステークホルダーの視点、また専門的視点から意見を述べ、意思決定プロセスに関与することを通して、経営の監督機能を強化し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与する。【4-6、4-7、4-8】
- 3-(3) 独立社外取締役は、取締役会での議論に積極的に貢献するため、取締役会以外にも経営執行会議にオブザーバーとして参加し情報共有を図ると共に、必要に応じて取締役、執行役員、社外を含む監査役、内部監査部門等と積極的な意見交換を行う。【4-8①】
- 3-(4) 独立社外取締役は、経営陣との調整や監査役との連携にあたるため、互選により筆頭独立社外取締役を選定する。【4-8②】

第3節 取締役会の有効性

1. 取締役会の構成

- 1-(1) 業務執行取締役は、人格識見に優れ、これまで担当した業務で実績を上げ、経営や事業に精通している者から選任し、また、社外役員は、性別を問わず人柄、経験、専門性、独立性基準等の条件をもとに選任し、取締役会の構成を知識・経験・能力を含めてバランスの取れたものとする。【4-11①】
- 1-(2) 監査役は、財務・会計に関する適切な知見を有する者を1名以上選任し、監査の実効性を確保する。【4-11】
- 1-(3) 取締役の任期は、その経営責任を明確にするため1年とする。取締役の選任は、その透明性、公平性を確保するため、その候補者を指名委員会の答申を経て取締役会で決定し、株主総会の議案とし、その選任理由を、株主総会招集通知の参考書類に開示する。【4-11①】
- 1-(4) 当社は、取締役会が会社にとって必要と認めた場合を除き、当社の業務執行取締役および常勤監査役の他の会社の役員兼務を認めない。また、当社の社外役員が他の会社役員を兼務することとなった場合には、当社に振り向ける時間等が十分確保しているかを確認し、就任を承認する。尚、社外役員の重要な兼職の状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書、コーポレート・ガバナンス報告書で開示する。【4-11②】

2. 任意の指名・報酬委員会

- 2-(1) 透明性・公平性の高い経営の遂行を目的に、指名委員会ならびに報酬委員会を設置する。【4-10①】
- 2-(2) 審議事項の客観性を確保するため、指名・報酬委員会の委員長には独立社外取締役、

委員には常務執行役員以上の取締役、社外取締役、監査役1名で構成する。

- 2-(3) 指名委員会は、取締役候補者および執行役員候補者の指名、取締役および執行役員の解任議案、執行役員の役位の選定・解職議案、懲戒事項等を審議する。報酬委員会は、取締役および執行役員の報酬制度や個人別の報酬内容等を審議する。各委員会で審議された案件は、取締役会に付議、決定される。【4-10】

3. 継承プラン

- 3-(1) 取締役会は、組織の活性化等の理由により、社長を含めた執行役員の定年制を導入する。
- 3-(2) 代表取締役の後継者育成は重要な経営課題であり、指名委員会で育成計画を検討し、透明性、公正性を確保し、適正な後継者指名の仕組みとして運用する。【4-1③】

4. 取締役会の情報収集と支援体制

- 4-(1) 取締役および監査役は、その職務の遂行に必要な情報を能動的に収集するため、各部門に対して情報提供を求めることができる。【4-13】
- 4-(2) 当社は、社外役員を含む取締役および監査役が会社の重要情報をイントラネット等を利用して、適宜入手することができる体制を整備する。また、社外役員からの指示を受けて必要となる会社の情報を適確に提供するための担当者を選任する。【4-13③】
- 4-(3) 常勤監査役は、重要な会議に出席するとともに、内部監査部門と連携することで、適切に情報を入手し、監査役会を通じて社外監査役と情報共有を図る。【4-13①】
- 4-(4) 取締役および監査役は、職務に必要な場合、会社費用にて外部の専門家の助言等を受けることができる。【4-13②】

5. 取締役および監査役の研究および研修

当社では、新任役員を含め取締役および監査役に求められる役割と責務等、専門外の知識や情報を習得するため、外部セミナーへの参加や外部の専門家による法令等の社内研修会の開催等、トレーニングの機会の提供・斡旋を行うとともに、その必要な費用は会社が負担する。トレーニングの機会の提供・斡旋に関する計画は、毎年期初に作成し、実施する。【4-14、4-14①、4-14②】

6. 取締役会の実効性

- 6-(1) 取締役会は、取締役会の効率性、実効性に関する評価の仕組みを構築し、その結果の開示を行う。【4-11、4-11③】
- 6-(2) 取締役会は、会議の公平性の確保および経営監督機能を強化するため、取締役会長を取締役会の議長とし、会長が不在の場合には、独立社外取締役を取締役会の議長とする。

- 6-(3) 取締役会は、社外取締役が会社の状況を的確に把握し、取締役会において、自由闊達で建設的な議論をすることができるように努める。【4-12】
- 6-(4) 取締役会は、審議の活性化を図るため、以下の運用を行う。【4-12①】
 - ① 取締役会の資料は、検討時間確保のため、会日の2営業日前には役員に配布する。
 - ② 資料は、要点を把握しやすいように整理・分析されたプレゼン資料を中心に作成し、必要に応じて、資料の内容を社外取締役へ事前に説明する。
 - ③ 取締役会および重要会議の年間スケジュールを取締役に報告する。
 - ④ 取締役会は、毎月1回また、四半期決算月には月2回開催する。また、必要に応じ臨時取締役会を開催する。
 - ⑤ 経営戦略案件等の重要案件については、審議に十分な時間を費やす。

7. 取締役等の報酬等

- 7-(1) 当社の社外取締役を除く取締役および執行役員の報酬は、業績向上を目的として、業績に連動したインセンティブを考慮した報酬体系とする。
- 7-(2) 当社の報酬は、同業他社や経済・社会情勢等を勘案し適正性を担保した水準とし、役位に応じて月々支払われる「月額報酬」、各年度の業績に応じて支払われる「賞与金」、中長期の企業価値向上、株主との利害の共有を目的とした「株式報酬型ストックオプション」で構成する。【4-2、4-2①】

8. 会計監査人、監査役および監査役会の役割

- 8-(1) 常勤監査役は、重要会議に出席するとともに、従業員等との意思疎通を図る。また、子会社の往査を実施し情報の収集を行い、その結果を毎月開催される監査役会に報告して、社外監査役との情報の共有化を図る。社外監査役は、報告された情報を独立した立場から検討し、その職務に役立てる。
- 8-(2) 監査役会は、取締役、内部監査部門、会計監査人と定期的または随時意見交換を行う等の連携体制を整備する。【4-4、4-4①】
- 8-(3) 監査役会は、会計監査人による適正な監査を担保するため、十分な監査時間を確保し、会計監査人と社長その他の経営幹部との定期的なコミュニケーションの確保に努める。【3-2】
- 8-(4) 監査役会は、監査計画、監査活動の実態、業務経験や専門性、独立性の情報に基づき、会計監査人を評価する基準を策定する。また、監査役会は、会計監査人から監査計画および独立性に関する説明を受け、その内容を確認する。また、監査役が会計監査人の会計監査に立ち会い、その内容を監査役会に報告することにより、監査役会は、会計監査人の専門性についての確認を行う。【3-2①】
- 8-(5) 会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や不備、問題点を指摘した場合、

軽微な不備等については財務経理部門が調査をし、その是正、再発防止体制を整備し、監査役会に報告するものとし、重大な不正等が監査役(会)に報告されたときは、監査役が調査し、取締役会に報告し、是正を求める。【3-2②】

第6章 株主との対話

1. 株主との対話

- 1-(1) 取締役会は、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報の適時適切な開示に努め、また、経営情報等の企業情報が投資家の利益に資することを十分認識し、外部に情報を開示することを基本姿勢として、情報開示体制を整備し、その内容を当社ホームページ等で開示する。
- また、広報部門は、経営戦略や業績、配当方針等に関する株主等からの意見を聞き、その内容について担当取締役を通して取締役会に報告する。【5】
- 1-(2) 当社は、決算説明会等を通して、経営方針や中期経営計画等を説明するほか、国内外の株主等からの面談の申し入れに対しては、合理的な範囲で個別面談やスモールミーティング等の場を設ける。【5-1】
- 1-(3) 株主等との対話(面談)については、広報部門のIR担当者が対応する。また、株主等の希望や影響度等に応じて、社長、担当取締役、または執行役員が対応する。【5-1①】
- 1-(4) 当社のIR活動に関しては、IR担当取締役が、広報、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の関連する部署を管掌し、日常的な部門間の連携を図る。
- 1-(5) 当社は、広報部門において株主等からの面談、電話取材、スモールミーティング等のIR取材を積極的に受け付けるとともに、四半期毎にアナリスト・機関投資家向けの決算説明会を開催し、社長またはIR担当取締役が直接説明する。
- 1-(6) 当社は、決算説明会や個別面談で収集した株主等からの意見について、IR担当取締役が取締役会へ報告し、情報共有を図る。また、インサイダー情報の管理に関する方策としては、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、四半期毎の決算期末日の翌日から当該決算の発表までを沈黙期間とし、その期間は決算等に関連するコメントを控える。【5-1②】
- 1-(7) 当社は、積極的なIR活動に利用するため、必要に応じて株主判明調査を実施し、実質株主構成の把握に努める。【5-1③】
- 1-(8) 当社は、経営戦略や経営計画を策定し、売上高、営業利益、ROE等の中期目標値を、当社ホームページ等で開示するとともに、決算説明会等を通じ、目標達成に向けた具体的な施策を分かりやすく説明するよう努める。【5-2】

制定 2015年11月26日

以上